

## 白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和4年6月10日(金) 午後1時30分
2. 開 会 令和4年6月10日(金) 午後1時25分
3. 開 議 令和4年6月10日(金) 午後1時25分
4. 閉 会 令和4年6月10日(金) 午後2時25分
5. 委員定数 14名
6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	2 番 市川 博	5 番 栗栖 一	7 番 鈴木 隆文
8 番 藤原 久恵	9 番 南 喜久治	12 番 杉谷 孫司	13 番 柏木 彰文
14 番 楠本 徹男			
7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

3 番 本田 勉	4 番 後呂 豊	6 番 木戸 孝	10 番 小野 真一
11 番 清水 哲治			
8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行	係 長 尾原 圭	主 査 大平 真也	主 任 石川 智寛
-----------	----------	-----------	-----------

## 9. 議事日程

## 議題

報告第 6号	農地使用貸借の合意解約通知について	2件
報告第 7号	認定電気通信事業の空中線系の設置について	1件
議案第17号	非農地証明について	1件
議案第18号	農地法第3条の規定による許可について	5件
議案第19号	農地法第5条の規定による許可について	3件
議案第20号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	9件

## 10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

## 11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻より少しはやいですが、本日出席予定の皆さんがお揃いですので、只今から6月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の本田 勉委員、6番の木戸 孝委員、10番の小野 真一委員、11番の清水 哲治委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。7番の鈴木 隆文委員と12番の杉谷 孫司委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

7 番委員

1 2 番委員 はい。

---

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。報告第 6 号 農地使用貸借の合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。2 件ございますが、一括して事務局から報告願います。

事務局 はい、報告第 6 号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告いたします。1 番につきましてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇他 2 筆で、地目はいずれも、台帳、現況ともに畑、面積は合計 12,676 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。和歌山県農業公社が貸し付けている〇〇さんとの双方の契約物件に誤りがあり、4 筆のうち 3 筆が解約となったとのことで、残りの〇〇字〇〇につきましては引き続き契約中となります。

続きまして 2 番についてご報告いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇他 4 筆で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積は合計 1,618 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。和歌山県農業公社が貸し付けている〇〇さんと売買を行うため、解約となったとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 6 号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第 7 号 認定電気通信事業の空中線系の設置につきまして、事務局より報告願います。

事務局 はい、報告第7号 認定電気通信事業の空中線系の設置についてご報告いたします。議案書の4ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇で、地目は、台帳は田、現況は畑、面積は221㎡の内2.25㎡です。賃借人は、〇〇の〇〇で、賃貸人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。理由は、携帯電話サービスエリア拡大をするため、アンテナを設置しますとのこと。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第7号につきましては、専決事項の報告とさせていただきます。続きまして、議案第17号 非農地証明について上程致します。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第17号 非農地証明についてご説明いたします。1番につきまして、ご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は宅地、面積は120㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和62年10月14日の住宅建築当時から宅地の一部とのこと。申請理由は、申請地は隣接地番居住の賃貸人が、申請地の一部に住宅を建築及び家庭菜園等として利用し始めて、現在に至っておりますとのこと。なお、1番につきましては、5月27日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 他の委員さん方いかがですか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第17号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第18号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。5件ございますが、4番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず1番、2番、3番、5番についてご審議いただいてから、4番についてご審議いただきたいと思います。それでは、事務局より説明願います。

事務局 はい。議案第18号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は893㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、7,768㎡となります。申請理由は、譲受人においては、野菜類及びみかん等の果樹を植えて利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、果樹を植えて耕作してきましたが、譲受人より購入の希望があったため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他13筆で、地目は、台帳は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇が田、その他が雑種地、現況は全て田、面積は合計6,155㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇の耕作面積は、面積は6,155㎡です。申請理由は、譲受人においては、農業経営を始めたいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、後継者が居らず、高齢により農作業が困難になったため、本申請に至りましたとのことです。本件の譲受人の法人ように法人が農地を所有する場合は、農地所有適格法人である必要があります。農地所有適格法人は、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つの要件を満たす必要があります。1つ目の法人形態要件は、公開会社でない株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人である必要があります。譲受人の法人の形態は合同会社

であることを確認しておりますので、要件を満たしております。2つ目の事業要件は、法人の主たる事業が農業である必要があります。譲受人の法人の事業はえだまめ、きゅうり、ほうれん草等の栽培、販売ですので、要件を満たしております。3つ目の議決権要件は、法人の構成員はその法人の農業に常時従事する者などであり、総議決権の過半数を占めている必要があります。譲受人の法人の議決権要件は、その法人の農業に常時従事する者が、総議決権の過半数を占めていることを確認しておりますので、要件を満たしております。4つ目の役員要件は、役員のうち過半数はその法人が行う農業に常時従事する構成員であること、かつ、役員が1人以上が、農作業に原則年間60日以上従事する必要があります。譲受人の法人の役員については全員が常時従事者であることを確認しておりますので、要件を満たしております。以上のことから、農地所有適格法人であることの要件を全て満たしており、譲受人は農地所有適格法人に該当するものと判断されます。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は4,866㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、56,022.2㎡となります。申請理由は、譲受人においては、農業経営規模を拡大し事業の安定化を図りたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、高齢となり農業規模の縮小を考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、5番につきましてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他4筆で、地目は、字〇〇、〇〇、字〇〇は台帳、現況ともに畑、他2筆の台帳は田、現況は畑、面積は合計2,156㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、3,845㎡となります。申請理由は、譲受人においては、農業経営規模を拡大し農業経営の合理化及び効率化を図りたいと考え本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、農業経営を廃業したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現況は普通畑及び樹園地ですので、異議ありません。

議長 2番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇委員と現場を確認してきました。現状は枝豆を植えていますが、途中で辞めたと放棄されないか心配します。

事務局 現在は枝豆を作付けしております。計画では、きゅうり、ほうれんそう、いちご、レタスの栽培を予定しています。譲受人は、農地所有適格法人となります。決算月には、事業報告をしていただくこととなっております。先ほど申し上げました、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つの要件が満たされない場合は、調査及び検査をする権限がありますので、放棄等があった場合にはそのように対応をとっていきます。

〇〇委員 異議はありませんが、〇〇地区は、鹿や猪等の害獣がたくさん出ます。相当な対策をしないと、収益化は難しいと思います。現在、作付けされており、耕作放棄地を解消いただけているため、地域としてはありがたいと思っています。

議長 3番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 5番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 譲受人と譲渡人は、いどこ関係にあります。長年、譲受人の親が耕作をしてきています。異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第18号の1番、2番、3番、5番につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第18号 農地法第3条の規定による許可についての4番を上程致します。9番の〇〇委員が当事者でございますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員退席～それでは事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第18号 農地法第3条の規定による許可についての4番をご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします申請地は、〇〇字〇〇他4筆で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は合計1,618㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、48,189.52㎡となります。申請理由は、譲受人においては、以前から当該地を耕作してきましたが、売買の申出があったため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、以前から当該地で耕作いただいておりますが、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 委員さん方いかがですか。

全員 異議なし。



議長           ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第18号の4番につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～続きまして、議案第19号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

事務局       はい。議案第19号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は310㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳外2名です。所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。申請理由は譲受人が当該地付近で居住用地を探しており、譲渡人については当該地を相続により取得したが管理することが困難だったため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第1種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。

              続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は424㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。申請理由は譲受人が当該地付近で居住用地を探しており、譲渡人については当該地を相続により取得したが管理することが困難だったため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

              続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は宅地、面積は84㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地及び家庭菜園への転用申請です。申請理由は譲受人が当該地付近で居住用地を探しており、隣接地である当該地を駐車場及び家庭菜園として利用したく、譲渡人については当該地を相続により取得したが管理することが困難だったため、本申請に至りましたとのことです。また、すでに一部舗装され、駐車場として利用をしているので始末書付きの申請となっています。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農

地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番については、以前から申請のある場所の一角であり、同条件ですので異議ありません。2番については、排水対策ができていると聞いておりますので、異議ありません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第19号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定

件数は9件、18筆で、合計15,528㎡となっております。1番から9番全てについては和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、1番から9番全てが使用貸借権の設定です。続きまして、詳細について個別にご説明いたします。まず、1番についてご説明いたします。議案書の25ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計1,391㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、2番から6番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は1,004㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他2筆で、現況地目は田、面積は合計1,576㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は185㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他3筆で、現況地目は田、面積は合計6,114㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は826㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の36ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他2筆で、現況地目は田、面積は合計1,512㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇

相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、8番、9番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の38ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇他1筆で、現況地目は田、面積は合計2,476㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、9番についてご説明いたします。議案書の40ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は合計444㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和4年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇番地については、作付けがされています。〇〇番地については、かなりの湿田であるため、耕作は大変だと思います。異議ありません。

議長 2番から6番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 5番以外は、自己保全をしていただいていた農地になります。放棄される一步手前だったので、地域としてはありがたいと思っています。5番についてですが、書類では新規設定になっておりますが、再設定ではないでしょうか。

事務局 以前は相対での契約でしたが、今回は農地中間管理事業を使つての契約となるため、新規設定として上程しています。なお、今回設定利用権の耕作予定者は、現在耕作いただいている方ですので、事実上は再設定として認識いただいでよいと思います。

〇〇委員 わかりました。異議ございません。

議長 7番から9番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 豆を植えているところとまだ済んでいないところがあります。先月に〇〇地区で申請のあった際、獣害に強い作物であるため、有害対策は必要ないという話でした。しかし、現実に今回の申請農地で、鹿の被害にあっています。獣害対策は必要ないという話を聞きましたが、どこからの情報でしょうか。もうひとつ心配することが、この豆は湿田では出来ない作物だという話を聞きました。今回の申請の農地は、現所有者がきちんと管理されていますが、貸付先の方が耕作をやめてしまうというケースが出てこないか心配です。農業公社はそういった場合に責任をとってもらえるのでしょうか。

事務局 獣害に強いという話は、インターネット等での情報となります。耕作者が放棄した場合は、合意解約の手続きを致します。公社が現状復帰した後、土地所有者に返却することとなります。

〇〇委員 獣害被害があったことについて、土地所有者から耕作者へ伝えてくれたそうです。再度、苗を植えてチャレンジすると話を聞きました。放棄地がなくなることについて、ありがたいと思いますので、反対はしませんが、心配することはあります。

議長 危惧するところはあると思います。今は状況を見つつ、判断しないといけないと思います。他にご意見ございませんか。

〇〇委員 先ほどの10ページの件も〇〇地区ですが、今までの経過で、この地区は湿地であり秋は台風被害で冠水すること、冬は冷え込んで霜が降りること等、いくつかの条件が重なって裏作は不向きであるとされてきました。今回耕作予定の方々は、こういった計画を立てているのかわかりませんが、町の補助金も出る予定だと聞きました。補助金を出すにあたっては、経営がうまくいくようにしないと行けません。農業であれば、適地適作に勝るものはないと思います。こういった条件の農地で、最適な作物ができることは考えられません。町は、補助金を交付することが目的ではなく、耕作者がそこでうまくやっていくことこそが大事だと思います。いろいろなやり方があると思います。そういった点を踏まえてどのように考えておられますか。

局長 新規就農の補助金については、国が財源のお金であり、町は申請の受付窓口になります。経営計画を提出いただき、県や農協さんと確認のうえ、審査をすることとなっています。まだ申請は受け取っていない段階ですので、委員さん方のご意見を踏まえたうえで判断していきたいと思っています。

〇〇委員 他所の方からみれば、その地域や場所がこういったところかわからないと思います。そういったことは、行政の職員や農協の職員が教えてあげないといけないと思います。

局長 〇〇地区は、ご指摘いただいたとおり課題はたくさんあると思います。補助金については、5年間で一定の所得水準まで届かなかった場合は、返還等の話になってきます。十分に精査をしながら、補助金の交付について進めたいと考えています。

〇〇委員 数日前、紀伊民報の記事に町の予算が掲載されているのを見ました。農業関係の予算も組まれているように見ましたが、新規就農の補助金も含まれているという認識でよいでしょうか。

局長 当初予算の関係ですと、含まれております。

議長 完璧な状況を作ることは非常に難しいと思います。場合によっては、事業が成功するか失敗するかわからな

いのが現状です。耕作者の意思を尊重しつつ、行政は補助金の予算を組んでサポートしていく必要があります。皆さんいかがでしょうか。

〇〇委員　　私は、農作業をされている方と直接話をしたことはありません。若い方2人で草刈をして、畑を耕しているところは見かけます。

〇〇委員　　先月議案の案件ですが、同じ豆を植えていると話を聞いたので現地を見てきました。危ない橋を渡りかけていることが、傍で見ていたらすぐにわかります。それを止めてあげることも行政や農協の仕事だと思います。その行く先が危ないかどうかを、行政や農協の職員がわかっていないためにこういった案件がでてくるのだと思います。耕作者がどういった未来をたどっていくのか、もう少し親身になって考える必要があるように思います。せっかく農業をしたいと意向を持つ方ですので、大事にしたいと思います。協力できることならなんでもやりたいと思います。

議長　　いただいた話を踏まえたうえで、計画を進めてまいりたいと思います。計画の承認をいたします。他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第20号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

事務局　　～白浜町農業委員会委員研修開催について～事務局からは以上です。

議長　　報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員           はい。

議長           なければ、次回の委員会につきましては、令和4年7月8日(金)午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員           異議なし。

議長           以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。  
楠本会長は、午後2時25分に閉会を宣した。  
閉会終了 午後2時25分



この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。